

長野市事業承継等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の中小企業者による円滑な事業承継等を促進し、もって本市の経済基盤の維持及び経済の活性化に資するため、中小企業者が行う事業承継等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 事業承継 中小企業者がその親族又はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員にその事業を引き継ぐことをいう。
- (3) M&A 中小企業者が事業譲渡、株式譲渡その他の方法により第三者（中小企業者の親族又はその役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員以外の者をいう。以下同じ。）にその事業を引き継ぐことをいう。
- (4) 事業承継等 事業承継及びM&Aをいう。
- (5) 支援機関 本市と地域活力の創出に向けたアドバイスパートナー協定を締結した金融機関、公益財団法人長野県中小企業振興センターの長野県事業承継・引継ぎ支援センター及び長野県よろず支援拠点、長野商工会議所、長野市商工会並びに信州新町商工会をいう。
- (6) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、金融機関その他コンサルティング（相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。以下同じ。）、マッチング（事業承継等の当事者となり得る中小企業者同士が接触することをいう。以下同じ。）に係る支援等事業承継等に係る業務を行う事業者（支援機関が当該業務を行う場合には、当該支援機関を含む。）をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 中小企業者の主たる事業所又は事務所が市内に所在すること。
- (2) 中小企業者以外の者が単独で、当該中小企業者の発行済株式総数の2分の1以上の所有又は出資総額の2分の1以上の出資をしていないこと。
- (3) 中小企業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）等ではなく、かつ、暴力団員及び暴力団関係者等が当該中

小企業者の経営に参画等をしていないこと。

(4) その他市長が必要と認めること。

(交付対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、支援機関の支援を受けて、市内で1年以上引き続いて営む事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業、宗教的及び政治的な事業並びに公序良俗に反する事業を除く。）を事業承継等により譲り渡そうとする交付対象者が、専門事業者に委託して行う次に掲げる事業とする。

(1) 事業承継計画策定等事業（初期診断、課題分析及びコンサルティング、企業価値及び譲渡価格の算定、企業概要書の作成並びに事業承継の計画の策定等に係る事業をいう。以下同じ。）

(2) M&A計画策定等事業（初期診断、課題分析及びコンサルティング、企業価値及び譲渡価格の算定、企業概要書の作成、M&Aの計画の策定、M&Aの仲介、マッチングの登録並びにデューデリジェンス（企業の資産価値を適正に評価することをいう。以下同じ。）等に係る事業をいう。以下同じ。）

(交付対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る別表に掲げる経費とする。

(補助率等)

第6 補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算定された補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7 この補助金の交付に係る条件は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日までに補助事業の完了（補助事業に要する経費の支払の完了を含む。）をすること。

(2) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

(3) 市長が報告を求めたときは、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。

(4) その他市長が必要と認めること。

(補助金の交付の制限)

第8 この補助金の交付に係る制限は、次に掲げるものとする。

(1) 交付対象経費に対して、国、県、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 補助金の交付は、年度を問わず、1中小企業者につき、事業承継計画策定等事業に係るもの又はM&A計画策定等事業に係るもののいずれか1回までとするこ

と。

(4) その他市長が必要と認めること。

(補助金の申請等)

第9 規則第3条に規定する申請書は、長野市事業承継等促進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 事業承継等支援証明書(様式第4号)

(4) 暴力団排除表明・確約書(様式第5号)

(5) 交付対象経費に係る見積書の写し

(6) 法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては確定申告書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業を開始する日前とする。

(補助事業の内容の変更等)

第10 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に市長が必要と認める書類を添えて提出し行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市事業承継等促進事業補助金変更承認申請書(様式第6号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市事業承継等促進事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第7号)

(補助金の実績報告)

第11 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市事業承継等促進事業補助金実績報告書(様式第8号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書(様式第9号)

(2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(3) 事業承継等に係る専門事業者との業務委託に係る契約書の写し

(4) 事業承継等に係る契約書の写し(事業承継等に係る契約を締結した場合に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求書)

第12 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市事業承継等促進事業補助金交付請求書(様式第10号)によるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13 市長は、補助事業者が、規則第13条第1項各号に該当するときのほか、この要綱の規定に違反したと認めるときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全

部又は一部を取り消すことがある。

(事業承継等に係る取組状況の報告)

第14 補助事業者は、第11第1項及び第2項に規定する書類を提出する場合に、事業承継等に係る契約を締結していないときは、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から当該契約を締結する日の属する年度までの間、毎年度4月30日までに市長に長野市事業承継等促進事業補助金取組状況報告書(様式第11号)により事業承継等に係る取組状況を報告するものとする。

2 補助事業者は、事業承継等に係る契約を締結したときは、速やかにその契約書の写しを市長に提出するものとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和2年長野市告示第458号)

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則(令和3年長野市告示第94号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

別表（第5、第6関係）

事業区分	交付対象経費		補助率等
事業承継計画策定等事業	(1) 初期診断に係る経費 (2) 課題分析及びコンサルティングに係る経費 (3) 企業価値及び譲渡価格の算定に係る経費 (4) 企業概要書の作成に係る経費 (5) 事業承継の計画の策定に係る経費 (6) その他市長が事業承継に必要と認める経費	次に掲げる経費を除く。 (1) 専門事業者に対する顧問料及びこれに準ずる経費 (2) 官公庁等の手続き及び書類の作成並びに個別の案件に係る訴訟及びトラブルの対応に係る経費	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円を限度とする。
M&A計画策定等事業	(1) 初期診断に係る経費 (2) 課題分析及びコンサルティングに係る経費 (3) 企業価値及び譲渡価格の算定に係る経費 (4) 企業概要書の作成に係る経費 (5) M&Aの計画の策定に係る経費 (6) M&Aの仲介に係る手数料 (7) マッチングの登録料 (8) デューデリジェンスに係る経費 (9) その他市長がM&Aに必要と認める経費	(3) M&Aが成立したときに支払う成功報酬 (4) その他市長が事業承継等着手事業に必要でないとする経費	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額以内。ただし、50万円を限度とする。

様式第1号（第9関係）

長野市事業承継等促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、事業承継等促進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 補助事業の内容

補助事業の内容	実施期間	補助対象経費の額
		円

2 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業承継等支援証明書（様式第4号）
- (4) 暴力団排除表明・確約書（様式第5号）
- (5) 交付対象経費に係る見積書の写し
- (6) 法人にあつては登記事項証明書、個人事業主にあつては確定申告書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市事業承継等促進事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

様式第2号（第9関係）

（表）
事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
代表者名			
所在地			
資本金	円	設立年月日	年 月 日
従業員数	名	業種	
事業内容及び組織	<事業内容>		
	<組織>		
連絡担当者名			
電話・FAX	電話：	FAX：	
E-mail			
HPアドレス			

※事業内容及び組織は、会社案内等の添付により省略できます。

様式第3号（第9関係）

収支予算書

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

【収入の部】

項 目	金 額	摘 要
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
長野市補助金見込	円	
そ の 他	円	
計	円	

【支出の部】

項 目	事 業 費	補助対象経費	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

様式第4号（第9関係）

事業承継等支援証明書

年 月 日

（宛先）長野市長

証明者
所在地
事業者名
代表者名

次の中小企業者による長野市事業承継等促進事業補助金交付要綱第4に規定する
交付対象事業の実施に当たり、次のとおり支援したことを証明します。

中小企業者名	
実施事業	事業承継計画策定等事業 ・ M&A計画策定等事業
支援開始日	年 月 日
支援内容	

様式第5号（第9関係）

暴力団排除表明・確約書

（宛先）長野市長

- 1 私（当社）は、現在又は将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。
 - （1）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （2）暴力団準構成員
 - （3）長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとして市長が別に定める者
 - （4）総会屋等
 - （5）その他暴力団事務所に出入りする等前各号のいずれかに準ずる者
- 2 私（当社）は、現在又は将来にわたって、1の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次に掲げる事項のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。
 - （1）反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - （2）反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - （3）反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - （4）その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私（当社）は、自ら又は自ら以外の者を利用して次に掲げる事項のいずれの行為も行わないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて長野市の信用を毀損し、又は長野市の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 4 私（当社）は、上記のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告無しで補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、当該取消しに係る部分に関する補助金が交付されず、又は交付された補助金の返還を求められてもこれに一切異議を申し立てず、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。

年 月 日

自署

〔申請者が法人にあつては、代表者が会社等の
名称及び代表者氏名を自署してください。〕

様式第6号（第10関係）

長野市事業承継等促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度事業承継等促進事業補助金の内容を下記のとおり変更したいの
で、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 その他

様式第7号（第10関係）

長野市事業承継等促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度事業承継等促進事業補助金の内容を下記のとおり中止（廃止）
したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由

- 2 補助事業の遂行状況

- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日

- 4 その他

様式第8号（第11関係）

長野市事業承継等促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度事業承継等促進事業を下記のとおり実施しました。

記

1 補助事業の内容

補助事業の内容	実施期日又は期間	補助対象経費の額
		円

2 関係書類

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (3) 事業承継等に係る専門事業者との業務委託に係る契約書の写し
- (4) 事業承継等に係る契約書の写し（事業承継等に係る契約を締結した場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11関係）

収支決算書

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

【収入の部】

項 目	金 額	摘 要
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
長野市補助金見込	円	
そ の 他	円	
計	円	

【支出の部】

項 目	事 業 費	補助対象経費	摘 要
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
計	円	円	

様式第10号（第12関係）

長野市事業承継等促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度事業承継等促進事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 送 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)											
	銀行・金庫 信組・農協	支店 支所 出張所										
	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)										
	普通・当座											
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)											
	記号	番号 (右詰めで記入)										

様式第11号（第14関係）

長野市事業承継等促進事業補助金取組状況報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度事業承継等促進事業補助金について、長野市事業承継等促進補助金交付要綱
第14第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業承継等に向けた取組状況